



＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会加古川支部  
広報委員 伊藤智子

## 「110万円の現金贈与」をした・された場合に 知っておきたい贈与の話

「将来のことを考え、今のうちから子や孫に財産を残したい」と考えている人は多いのではないでしょうか。贈与税の申告には選択できる2つの制度「暦年課税制度」「相続時精算課税制度」があります。※年間110万円以内の基礎控除の範囲内であれば贈与税の申告義務はありません

### 暦年課税制度

一般的によく知られるもので、1年間（1月1日～12月31日）の贈与金額に比例して、累進税率（10～55%）が適用される制度です。贈与する人（贈与者）、贈与される人（受贈者）に対し特段の要件等はありません。相続が発生した場合、相続開始前7年以内に贈与により取得した財産（基礎控除の範囲内を含め、相続開始前4～7年以内の贈与財産については100万円を控除）を相続財産に加算（＝「持ち戻し」）しなければなりません。

### 相続時精算課税制度

原則として、贈与者が60歳以上、受贈者が18歳以上の子・孫等の場合に利用できる制度です（年齢はいずれもその年の1月1日で判定）。受贈者が贈与の翌年2月1日～3月15日に、税務署長に選択届出書を提出することが必要です（一度選択したら暦年課税制度に戻れません）。毎年110万円の基礎控除に加え、生涯で2,500万円の特別控除が設けられています。基礎控除の範囲内、かつ特別控除の範囲内であれば贈与税が発生しません。基礎控除額、特別控除額を超えた額に一律20%の税率で計算した贈与税がかかります。

将来相続が発生した場合、相続時精算課税制度を適用した年分以降に贈与された財産を相続財産に加算するとともに、相続税額から既に支払った贈与税額を差し引く（精算する）仕組みとなっています。なお、同制度を利用すれば、基礎控除内の贈与財産額は将来の「持ち戻し」の対象になりません。

どちらの制度を利用すればいいかは状況によって変わってきます。金融資産に余裕があるか、財産の値上がりや値下がりの可能性があるかなど、考慮すべき事項は多く、慎重な検討が必要です。

贈与税の方式	暦年課税制度	相続時精算課税制度
届出の必要性 (受贈者が提出)	必要なし (贈与税額が発生した時は申告が必要)	相続時精算課税選択届出書の提出が必要 ※提出すれば暦年課税制度に戻れない
基礎控除・特別控除	毎年110万円	基礎控除として毎年110万円 基礎控除を超えた分は累計2,500万円の特別控除
税率	10～55%の累進税率	一律20%
相続発生時の 贈与財産の取り扱い	相続開始前7年以内の贈与財産*を相続財産に加算（基礎控除額以下であっても加算）。ただし、相続開始前4～7年の間の贈与財産については100万円を控除	制度を選択した年分以降、全ての贈与財産を相続財産に加算。ただし、各年110万円の基礎控除額以下であれば加算の必要なし
相続税の計算における 贈与税額の取り扱い	加算対象期間分の贈与税額は相続税額から控除（ただし、還付にはならない）	支払った贈与税の全額を相続税額から控除（還付もあり得る）
贈与の適用可能者	誰から誰でも可能	60歳以上の父母・祖父母等から18歳以上の子・孫等（直系卑属）に限る

\*2024（令和6）年1月1日以後の贈与を加算

参考文献：「事務所通信2026年2月号」（TKC出版）

県内中小企業の全産業・業種別の売上高（速報値）を公開中！

ひょうご企業業績 |

